○三次市農地集積支援事業補助金交付要綱

令和３年３月３１日告示第９５号

三次市農地集積支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は，農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）に基づき，法第１２条に定める農業経営改善計画の認定を受けている農業者及び法第１４条の４に定める青年等就農計画の認定を受けている農業者（以下「認定農業者等」という。）の経営安定及び農用地の有効活用を図ることを目的とし，農業経営基盤強化促進事業又は農地中間管理事業による賃借権の設定を受けた者に対し，予算の範囲内において三次市農地集積支援事業補助金を交付するものとし，その交付に関しては，三次市補助金等交付規則（平成１６年三次市規則第６５号）に規定するもののほか，この告示に定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象者は，次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　市内に居住している認定農業者等又は市内に事務所若しくは事業所の住所を有する認定農業者等

（２）　申請の属する年の前年度において，三次市農業委員会での手続又は農地中間管理事業により，賃借権の設定を９年以上受けた認定農業者等

（３）　個人経営者にあっては，世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税，料等（以下「市税等」という。）を完納していること。

（４）　法人にあっては，当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納していること。

２　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する場合は，補助金の交付対象者としないものとする。

（１）　賃借権の設定を受ける者が賃貸人の同一世帯である場合

（２）　農地保有合理化法人が行う賃借権が設定されている場合

（３）　賃借権の設定が同一人との権利関係の更新である場合。ただし集落法人を除く。

（４）　補助金の交付を受けようとする者が過去に同一農地の賃借権の設定により，当該事業による補助金の交付を受けている場合。ただし，集落法人を除く。

（補助金の交付対象農地）

第３条　補助金の交付対象農地は，本市の農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第６条第１項の規定により指定された地域をいう。）内の農地とし，かつ，農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第１項に規定する農地とする。

（補助対象となる賃借権の設定及び補助金額）

第４条　補助金の交付対象となる賃借権の設定及び補助金額は，別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は，補助金の交付対象となる賃借権の設定を受けた日の属する年度の翌年度の１月３１日までに三次市農地集積支援事業補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第６条　市長は，前条の申請があったときは，補助金の交付要件の適否を審査し，交付要件に適合すると認定したときは，三次市農地集積支援事業交付決定通知書（様式第２号）により，補助金の交付決定の通知をするものとする。

（補助金の請求）

第７条　補助金の交付決定通知を受けた者は，遅滞なく三次市農地集積支援事業補助金交付請求書（様式第３号）を市長に提出するものとする。

（補助金交付後の管理）

第８条　市長は，補助金を交付した者について補助金交付台帳を作成し，三次市農業委員会及び農地中間管理機構の協力を得て，交付後の適正な管理をするものとする。

（補助金の返還）

第９条　市長は，補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は，補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし，市長がやむを得ない理由があると認めたときは，この限りでない。

（１）　賃借権の設定を受けることにより補助金の交付対象となった農地の賃借権の存続期間中に，その農地の賃借権を解約した場合

（２）　不正な手段により補助金を受けた場合

２　市長は，前項の規定により補助金の返還を命じる場合は，三次市農地集積支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第４号）により補助金の交付取消しを通知するものとする。

（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は，令和３年４月１日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は，令和９年３月３１日限り，その効力を失う。

（経過措置）

３　前項の規定による失効前に補助金の交付決定を受けた者については，同項の規定による失効後も，なお従前の例による。

別表（第４条関係）

賃借権の設定区分	補助金の額
新規賃借権設定	（補助額） 10アール当たり２万円以内 （上限額） 100万円
賃借権更新（賃借権の更新が１回目の農地に限る。）	（補助対象者） 集落法人に限る。 （補助額） 10アール当たり１万円以内 （上限額） 300万円

備考　補助金の額の算定は，補助金の交付対象となる賃借権の設定に係る農地の合計の面積（10平方メートル未満を切り捨てる。）に，この表による10アール当たりの補助金額の単価を乗じて得た金額を合計することにより行うものとする。